

衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第二区選挙長告示第四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第二区において、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときの政

じを行う場所を、次のとおり変更する。

令和三年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第二区選挙長 国 政 道 明

旧 リーガロイヤルホテル広島

新 広島県庁